

議案第 6 2 号

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
杉並区立学校施設使用料条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第 1（1）付記 2 を同表（1）付記 3 とし、同表（1）付記 1 の次に次のよ  
うに加える。

2 教育委員会が指定した屋内運動場を区分して半面を使用する場合の使用  
料は、規定使用料の 5 割に相当する額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の  
規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立学校施設使用料条例別表第 1（1）に規定す  
る屋内運動場の使用の許可、使用料の納付その他のこの条例の施行の日（以下  
「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行う  
ことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区立学校施設使用料条例の規定は、施行日以後の  
使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、な  
お従前の例による。

（提案理由）

屋内運動場の使用料を改める必要がある。